

平成 27 年第 1 回
山梨県後期高齢者医療広域連合議会臨時会

会 議 録

平成 27 年 7 月 8 日 開会
平成 27 年 7 月 8 日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示

第 1 号(7 月 8 日)

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○連合長あいさつ	3
○議席の指定	4
○議長の選挙	4
○会議録署名議員の指名	5
○会期について	5
○広域連合議会運営委員会委員の選任	5
○同意第 1 号の上程、説明、採決	5
○同意第 2 号の上程、説明、採決	6
○同意第 3 号の上程、説明、採決	6
○承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	12
○議決事件の条項、字句等の整理	13
○閉会	14
○会議録署名	15

平成 27 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会臨時会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第 1 号

平成 27 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 27 年 7 月 1 日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 内藤 久夫

- 1 期日 平成 27 年 7 月 8 日(水)午後 2 時 20 分
- 2 場所 山梨県自治会館 講堂

【応招・不応招議員等】

応招議員(24 名)

- | | | |
|-------------|--------------|--------------|
| 1 番 荻原隆宏 君 | 2 番 奥脇和一 君 | 3 番 谷垣喜一 君 |
| 4 番 吉田昭男 君 | 5 番 古見金弥 君 | 7 番 石川 壽 君 |
| 8 番 上村英司 君 | 9 番 松井 豊 君 | 10 番 神澤敏美 君 |
| 11 番 久嶋成美 君 | 12 番 川口信子 君 | 13 番 田中輝美 君 |
| 14 番 内藤 優 君 | 15 番 近藤文男 君 | 16 番 川口福三 君 |
| 17 番 鍋田幹雄 君 | 18 番 秋山 勇 君 | 19 番 中澤康夫 君 |
| 20 番 山口勝也 君 | 21 番 藤江雅江 君 | 23 番 高村富三人 君 |
| 24 番 渡邊政司 君 | 26 番 加藤和秀幸 君 | 27 番 白木昭一 君 |

不応招議員(3 名)

- | | | |
|------------|-------------|-------------|
| 6 番 岩下良一 君 | 22 番 後藤政行 君 | 25 番 高山泰治 君 |
|------------|-------------|-------------|

平成 27 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会臨時会

議事日程(第 1 号)

平成 27 年 7 月 8 日(水)午後 2 時 20 分開会

1 開会

2 広域連合長あいさつ

日程第 1 議員の議席の指定

日程第 2 議長の選挙

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について

日程第 6 同意第 1 号 山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求めることについて

日程第 7 同意第 2 号 山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めることについて

日程第 8 同意第 3 号 山梨県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求めることについて

日程第 9 承認第 1 号 専決処分の報告及び同意を求めることについて
(山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について)

日程第 10 承認第 2 号 専決処分の報告及び同意を求めることについて
(平成 26 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号))

日程第 11 議案第 7 号 山梨県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 12 山梨県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

本日の会議に付した事件

日程第 1～日程第 12 まで議事日程に同じ

出席議員(24 名)

1 番 荻原隆宏 君	2 番 奥脇和一 君	3 番 谷垣喜一 君
4 番 吉田昭男 君	5 番 古見金弥 君	7 番 石川 壽 君
8 番 上村英司 君	9 番 松井 豊 君	10 番 神澤敏美 君
11 番 久嶋成美 君	12 番 川口信子 君	13 番 田中輝美 君
14 番 内藤 優 君	15 番 近藤文男 君	16 番 川口福三 君
17 番 鍋田幹雄 君	18 番 秋山 勇 君	19 番 中澤康夫 君
20 番 山口勝也 君	21 番 藤江雅江 君	23 番 高村富三人 君
24 番 渡邊政司 君	26 番 加藤和秀幸 君	27 番 白木昭一 君

欠席議員(3 名)

6 番 岩下良一 君	22 番 後藤政行 君	25 番 高山泰治 君
------------	-------------	-------------

地方自治法第 121 条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長 内藤久夫 君 副広域連合長 志村 学 君 事務局長 武井俊一 君
事務局次長 飯室隆人 君 業務課長 功刀 正 君 会計管理者 渡辺小一 君
業務課資格管理担当リーダー 清水 剛 君 業務課給付担当リーダー 関戸 治 君
業務課庶務担当リーダー 渡辺光夫 君

事務局職員出席者

書記長 松井和洋 書記 中島ひと美 書記 岩田茂樹

【開 会】

開会 午後 2 時 23 分

●副議長(鍋田幹雄君) ただいまから、「平成 27 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会臨時会」を開会いたします。議員定数 27 人のうち、本日の出席議員は、24 人でございます。よって、地方自治法第 113 条の規定によって過半数の定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

【諸般の報告】

●副議長(鍋田幹雄君) 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。日程に入ります前に、ご報告申し上げます。6 番岩下良一君、22 番後藤政行君、25 番高山泰治君、から欠席の届けがありました。

次に、地方自治法 第 235 条の 2、第 3 項の規定に基づく、監査委員からの、例月現金出納検査の報告は、お手元に配布のとおりであります。

議案説明のため、地方自治法 第 121 条の規定により、広域連合長以下、関係職員の出席を求めました。以上で、諸般の報告を終わります。

報道機関から、写真撮影等の申し出があります。これを許可することに、ご異議ありませんか。

「異議なし」の声

●副議長(鍋田幹雄君) 異議なしと、認めます。よって、議場内での撮影を許可することに決しました。

【広域連合長あいさつ】

●副議長(鍋田幹雄君) ここで、内藤広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●副議長(鍋田幹雄君) 内藤広域連合長。

○広域連合長(内藤久夫君) 皆さん、こんにちは。私は今年度から広域連合長に就任いたしました、韮崎市長の内藤久夫でございます。何卒よろしく願いいたします。本日ここに山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 27 年第 1 回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公務等ご多忙にも関わらずご参集を賜り、誠にありがとうございます。また、皆様には平素より当広域連合の運営に対して、格別のご理解とご協力をいただいておりますことに厚く感謝を申し上げます。

さて、現在、後期高齢者医療制度につきましては、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づいて、様々な改革が進められているところであり、本年 5 月には医療保険制度改革に伴う国保法等の改正が公布されております。当

広域連合といたしましても、高齢者の方々が安心して医療の提供を受けることができるよう、制度の動向を注視し、市町村や全国の広域連合との連携を取りながら国に対して必要な要望を行うと共に、制度の着実な運用を図って参ります。

今臨時会におきましては、前副広域連合長の退職に伴う、新たな副広域連合長の選任や任期満了に伴う監査委員、公平委員の選任に関する3件の同意案と今年2月の定例会以降に行われた保険料軽減の拡充に伴う条例改正及び補正予算の専決処分に関する2件の承認案。また、行政手続法の改正に伴う行政手続き条例の改正案について提案させていただきます。これら案件につきまして皆様のご審議をいただきご決定を賜りますようお願いを申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【議席の指定】

●副議長(鍋田幹雄君) それでは、日程第1「議員の議席の指定」を行います。

今年2月の定例会以降に選出されました、12名の議員のうち、再選出を除く、新たに選出された10名の議員について、会議規則第4条第2項の規定によりまして、

1番甲府市選出荻原隆宏君、2番富士吉田市選出奥脇和一君、3番都留市選出谷垣喜一君、8番北杜市選出上村英司君、11番上野原市選出久嶋成美君、13番中央市選出田中輝美君、19番昭和町選出中澤康夫君、24番鳴沢村選出渡邊政司君、26番小菅村選出加藤和秀幸君、27番丹波山選出白木昭一君と議席を指定いたします。

【議長の選挙】

●副議長(鍋田幹雄君) 次に、日程第2「議長の選挙」を行います。選挙の方法については、指名推選で行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声

●副議長(鍋田幹雄君) ご異議ありませんので、「議長の選挙」の方法は、指名推選といたします。

お諮りいたします。指名推選については、副議長において行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声

●副議長(鍋田幹雄君) ご異議ありませんので、副議長において指名することに決定いたしました。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会議長に、谷垣喜一君を指名いたします。

ただいま、指名いたしました、谷垣喜一君を、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声

●副議長(鍋田幹雄君) ご異議なしと認めます。よって、谷垣喜一君が山梨県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選されました、谷垣喜一君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

ここで、当選されました谷垣喜一君のご挨拶をお願いします。

●議長(谷垣喜一君) ただいまご紹介いただきました、都留市の谷垣喜一でございます。このたびは、皆様方より山梨県後期高齢者医療広域連合議会議長にご選出いただきまして、誠にありがとうございます。後期高齢者医療を含む、社会保障制度の改革が進められている中、後期高齢者の適正な運営が行われますよう、この議会の責務を十分に認識をし、公正で円滑な運営に万全を期したいとの考えでございます。今後とも皆様のご支援、ご協力を心よりお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

たきます。よろしくお願いいたします。

●副議長(鍋田幹雄君) ありがとうございます。それでは、議長が決まりましたので交代をさせていただきます。谷垣議長、議長席の方へお願いいたします。ご協力ありがとうございました。

【会議録署名議員の指名】

●議長(谷垣喜一君) それでは、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により11番久嶋成美君、27番白木昭一君を指名いたします。

【会期について】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第4「会期の決定」についてを議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間とすることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) ご異議ありませんので、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

【山梨県後期高齢者医療広域連合議会 運営委員会委員の選任】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第5「山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。
議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第4条の規定により、議長において指名いたします。6番韮崎市岩下良一君、9番甲斐市松井豊君、21番西桂町藤江雅江君、23番山中湖村高村富三人君を指名いたします。
お諮りいたします。議会運営委員会委員として、ただいま指名いたしました、6番岩下良一君、9番松井豊君、21番藤江雅江君、23番高村富三人君を選任することに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) ご異議ございませんので、よってただいま指名いたしました、岩下良一君、松井豊君、藤江雅江君、高村富三人君を議会運営委員会委員に選任することに、決定いたしました。

【日程第6 同意第1号】

●議長(谷垣喜一君) 次に日程第6同意第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求めることについて」を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 連合長。

○広域連合長(内藤久夫君) 日程6同意第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求めることについて」ご説明を申し上げます。

副広域連合長でありました、富士河口湖町長の渡辺凱保氏の退職に伴い、新たに、富士川町長の志村学氏を、副広域連合長に選任いたしたいので、ご同意をお願いするものでございます。

●議長(谷垣喜一君)

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに

採決いたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。同意第1号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

●議長(谷垣喜一君) 賛成者挙手多数でございます。よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。志村学副広域連合長の議場への入場を許します。

ここで、志村学副広域連合長より、挨拶をしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 副広域連合長。

○副広域連合長(志村学君) ただいま皆様に副広域連合長として、ご同意をいただきました富士川町長志村でございます。微力ではございますが、内藤連合長と共に職責を全うしたいと考えておりますので、議員の皆様にはご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【日程第7 同意第2号】

●議長(谷垣喜一君) 次に日程第7同意第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めることについて」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 内藤広域連合長。

○広域連合長(内藤久夫君) 日程第7同意第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めることについて」ご説明を申し上げます。

監査委員であります柳澤清氏の任期満了に伴い、新たに、望月敏明氏を、監査委員に選任いたしたいので、ご同意をお願いするものでございます。

●議長(谷垣喜一君)

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。同意第2号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

●議長(谷垣喜一君) 挙手全員であります。よって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

【日程第8 同意第3号】

●議長(谷垣喜一君) 日程第8同意第3号「山梨県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求めることについて」を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 内藤広域連合長。

○広域連合長(内藤久夫君) 日程第8同意第3号「山梨県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求めることについて」ご説明を申し上げます。

公平委員会委員であります、赤松弘和氏、小林茂澄氏、堀内茂由氏の任期満了に伴い、

新たに、藤原芳洋氏、小松重和氏、佐野清氏を、公平委員会委員に選任いたしたいので、ご同意をお願いするものでございます。

●議長(谷垣喜一君)

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。同意第3号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

●議長(谷垣喜一君) 挙手全員であります。よって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

【日程第9 承認第1号】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第9承認第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の報告及び承認を求めることについて」を議題といたします。事務局から、提案理由の説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 武井事務局長。

○事務局長(武井俊一君) それでは、承認第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の専決処分の報告及び同意を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の7ページをご覧ください。地方自治法第179条第1項の規定により、「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定」を専決処分させていただきましたので、ご報告とご承認のお願いを申し上げます。

10ページをご覧ください。専決処分の内容ですが、保険料における低所得者に対する軽減措置のうち、均等割に係る部分の5割及び2割軽減について、所得判定基準を見直し対象者の拡充を図ったものであります。本条例の改正は、政令の改正により、緊急的な対応を必要としたものであり、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、専決処分とさせていただきます。何卒、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

以上、概要を申し上げますが、具体的な条文等につきましては、功刀業務課長より説明させていただきますのでよろしくお祈りいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 功刀業務課長。

○業務課長(功刀正君) それでは説明をさせていただきます。議案の7ページからになりますが、承認第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により平成27年3月12日付けで専決処分を行いましたので、その報告を行いまして、承認を求めるものであります。

説明の方は、別冊の資料1条例説明書をご覧くださいと思います。条例説明書の1ページになります。まず改正の要旨であります。平成27年3月4日、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布されまして、後期高齢者の保険料に関し、負担の適正化を図るための低所得者に対する軽減措置の拡充が行われたことから、所要の改正を行うものであります。内容であります。5割軽減の基準

について、被保険者に乗ずる金額を第13条第1項第2号中「24万5千円」から「26万円」に改める。2割軽減の基準について、被保険者に乗ずる金額を第13条第1項第3号中「45万円」から「47万円」に改めるものであります。施行期日につきましては、本年4月1日からとするものであります。

次に、次のページ新旧対照表がありますが、3ページの第13条第1項第2号本文中の「24万5千円」を「26万円」に、4ページの第13条第1項第3号本文中の「45万円」を「47万円」に改めるものであります。

以上、よろしく願いいたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が終わりました。ただいまから、承認第1号の質疑を行います。質疑はございませんか。

●議長(谷垣喜一君) はい、どうぞ。

○12番 川口信子君 甲州市の川口と言います。この拡充策で対象になる人はどのくらい、何パーセントくらいそれぞれなるのかということをお教えいただきたいと思っております。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) はい、功刀業務課長。

○業務課長(功刀正君) お答えいたします。どのくらい増えたかということですが、率の方は出してないですが、人数で把握しておりますので、そちらで報告させていただきます。

まず、今回の改正によりまして5割軽減の対象者が558人増えまして9,973名になりました。それから2割軽減の対象者が153人増えまして8,096人となっております。合計で711人の方が新たに軽減の対象となっております。以上です。

●議長(谷垣喜一君) 川口議員よろしいでしょうか。他にございませんか。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。ないようですので、討論を終結し採決いたします。

お諮りいたします。承認第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の報告及び承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(谷垣喜一君) はい、ありがとうございます。挙手全員でございます。

よって承認第1号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

【日程第10 承認第2号】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第10承認第2号「平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の専決処分の報告及び承認を求めることについて」を議題といたします。事務局から、提案理由の説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 武井事務局長。

○事務局長(武井俊一君) それでは、承認第2号「平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の専決処分の報告及び同意を求めることについて」説明させていただきます。

議案書の11ページをご覧ください。地方自治法第179条第1項の規定により、「平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を専決処分させていただきましたので、ご報告とご承認のお願いを申し上げます。

13ページをご覧ください。専決処分の内容ですが、歳入歳出予算の総額は補正前と

変更ございませんが、歳出の予算について組み替えの補正を行なったものであります。

14 ページをご覧ください。歳出の組み替えの補正であります。8 款「諸支出金」1 項「償還金及び還付加算金」において、過大交付されておりました市町村からの療養給付費負担金の償還金が 4 万円不足したため、4 万円を増額し、9 億 9,235 万 3 千円とし、この償還金に充当するため、6 款「基金積立金」1 項「基金積立金」において、給付基金への積み立てを 4 万円減額し、8 億 4,005 万 1 千円としたものです。本補正につきましては、緊急的な対応を必要としたものであり、議会を開催する時間的余裕がございませんでしたので、専決処分とさせていただきます。何卒、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

以上、概要につきまして申し上げましたが、詳細につきましては、功刀業務課長より説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 功刀業務課長。

○業務課長(功刀正君) それでは説明をさせていただきます。議案の 11 ページからになります。承認第 2 号「平成 26 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)」について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により平成 27 年 3 月 31 日付けで専決処分を行いましたので、その報告を行い、承認を求めるものであります。本補正は、歳入歳出予算の総額の増減は行わず、歳出予算の組み替えを行うものであります。内容につきましては、別冊の資料 2、予算説明書の補正予算事項別明細書で説明させていただきます。2 ページ、3 ページは歳出の総括表であります。

次の 4 ページ、5 ページになります。6 款「基金積立金」1 項「基金積立金」2 目「後期高齢者医療給付基金積立金」の 4 万円の減額であります。次の 8 款「諸支出金」に充てるためであります。8 款「諸支出金」1 項「償還金及び還付加算金」2 目の「償還金」であります。国・県・市町村への療養給付費負担金の返還金、また国・県への高額医療費負担金の返還金が含まれておりますが、この内の市町村への療養給付費負担金を精査したところ、4 万円不足が生じたため増額するものであります。

以上が、平成 26 年度特別会計補正予算第 3 号の内容であります。よろしく申し上げます。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が終わりました。ただいまから、承認第 2 号の質疑を行います。質疑はございませんか。ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。承認第 2 号「平成 26 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)の専決処分の報告及び承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(谷垣喜一君) 挙手全員であります。よって承認第 2 号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

【日程第 11 議案第 7 号】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第 11 議案第 7 号「山梨県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 武井事務局長。

○事務局長(武井俊一君) それでは、議案第 7 号「山梨県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」説明させていただきます。

議案書の 15 ページをご覧ください。本案の内容でございますが、この条例は、行政手続法の趣旨に則り、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、以て住民の

権利利益の保護に資することを目的として、処分、行政指導及び届け出に関する手続きに関し、共通する事項を定めたものであります。国民の権利利益の充実に資するため、行政手続法の一部が改正されたことから、本条例について、行政手続法で新たに追加された、「行政指導を行う際の許認可等の権限の根拠の明示」、「行政指導の中止等の求め」、「処分等の求めの手続き」等について、所要の改正を行うものであります。

以上、概要を申し上げましたが、具体的な条文等につきましては、飯室次長より説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 飯室事務局次長。

○事務局次長(飯室隆人君) それではお手元の資料 1「山梨県後期高齢者医療広域連合条例説明書」の 5 ページをお開きください。議案第 7 号「山梨県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」であります。要旨につきましては、山梨県後期高齢者医療広域連合行政手続条例は、本広域連合が行う処分等の手続きに関する共通事項を定めています。今回、行政手続法の一部が改正されて「行政指導の中止の求め」や「処分等の求め」等の仕組みが設けられ、平成 27 年 4 月 1 日より施行されたことから、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、住民の権利利益の保護に資するため、必要な条例改正を行うものであります。改正の内容につきましては、次の 3 点が主な内容であります。

1 点目、行政指導の方式の追加(第 33 条第 2 項関係)広域連合の機関が行政指導を行う際に、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、その権限を行使することが出来る根拠を示さなければならない。

2 点目、行政指導の中止等の求めの追加(第 34 条の 2 関係)広域連合の機関から法令に違反する行為の是正を求める行政指導を受けた者は、その行政指導が法令に違反していると考えられる場合には、行政指導の中止等を求める申出をすることができる。

3 点目、処分等の求めの追加(第 34 条の 3 関係)誰であっても、法令に違反する事実を発見したときは、広域連合の機関に対し、それを是正するための処分や行政指導を求めることができる。申出を受けた広域連合の機関は、必要な調査を行った結果、必要があると認めるときは、その処分または行政指導を行わなければならない。その他は、字句の修正及び条文の整理であります。

以上が改正の内容であります。施行期日については、この条例は交付の日から施行する。

続きまして、新旧対照表になります。6、7 ページをお開きください。山梨県後期高齢者医療広域連合行政手続条例(平成 19 年山梨県後期高齢者医療広域連合条例第 24 号)の一部を次のように改正する。本則中「名あて人」の「あて」のひらがなを、漢字の「名宛人」に改める。目次中「第 4 章行政指導(第 30 条—第 34 条)」を「第 4 章行政指導(第 30 条—第 34 条の 2) 第 4 章の 2 処分等の求め(第 34 条の 3)」に改める。

第 1 条第 1 項中「第 3 条第 2 項において同法第 2 章から第 5 までの規定を適用しないこととされた」を「第 46 条の規定の趣旨にのっとり、」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する処分、」を削る。第 2 条第 1 項第 3 号中「ただし、第 8 号及び第 32 条においては、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。」を削り、同条に第 2 項として次の 1 項を加える。「2 前項の規定に関わらず、同項第 3 号に掲げる用語の意義は第 8 号、第 32 条及び第 33 条において同号中「条例等に基づく行政庁」とあるのは「行政庁」と、同項第 4 号に掲げる用語の意義は第 11 条及び第 31 条において同号中「条例等」とあるのは「法令、他の地方公共団体の条例若しくは規則又は条例等」とする。」

次に7ページ、8ページに渡りますけども、第3条第1項中「第4章」を「第4章の2」に改め、同項第8号を第9号とし、第7号中「第3章に規定する」の前に「審査請求、異議申立てその他の不服申立に対する採決、決定その他の処分の手続き、又は」を加え、同号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号中「かかわる」を漢字の「関わる」に改め、同号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。(1) 議会の議決によってされる処分

次に、9ページをお開きください。第11条中「(法律及び法律に基づく命令(告示を含む。))に基づき、許認可等を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否(の応答をすべきこととされているものを含む。第31条において同じ。)」を削る。

次に、12ページ、13ページをお開きください。第33条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を第3項とし、同条第2項として次の1項を加える。「2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、広域連合の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。(1)当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項(2)前号の条項に規定する要件(3)当該権限の行使が前号の要件に適合する理由」

第34条の次に次の1条を加える。「(行政指導の中止等の求め)第34条の2法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例等に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例等に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした広域連合の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続きを経てされたものであるときは、この限りではない。2 前項の申出は、次に掲げる事を記載した申出書を提出してしなければならない。(1)申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所(2)当該行政指導の内容(3)当該行政指導がその根拠とする法律又は条例等の条項(4)前号の条項に規定する要件(5)当該行政指導が前号の要件に適合しないと思量する理由(6)その他参考となる事項 3 当該広域連合の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政機関が当該法律又は条例等に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。」

第4章の次に次の1章を加える。「第4章の2 処分等の求め第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例等に置かれているものに限る。)がされていないと思量するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する広域連合の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。(1)申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所(2)法令に違反する事実の内容(3)当該処分又は行政指導の内容(4)当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項

次に、14ページをお開きください。

(5)当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由(6)その他参考となる事項 3 当該行政庁又は広域連合の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上が山梨県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第7号の質疑を行います。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○15番 近藤文男君 よろしいですか。

●議長(谷垣喜一君) はい、どうぞ。

○15番 近藤文男君 はい、すみません。大変難しいご説明で私も、今言われたことに対して理解できているのかと言われると、理解はあまりできません。できませんけれども、この行政指導という言葉が盛んに出てきていますが、この行政指導、内容は色々あると思うのです、行政指導と一口に言っても。今回のこの改正、大筋の主旨としては国民の権利、利益の更なる充実を図るということですので、国民の権利をさらに守ると大筋としてはそうだと思いますけれども、この行政指導というのは、どの範囲なのかということ提言されているのは、例えば、医療の支払い上生じてきた、返納金等の回収が大変おもわしくないという状況を発する恐れはあると思うのですけれども、こういうことと、ここで申し上げる行政指導とは全く別のものなのかどうかあるいは、こういう改正によって返納金等の回収もやりにくくなるようなことは生じないのかどうか。この辺の懸念がありますけれども、ここ1点教えてもらいたいと思います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 飯室事務局長。

○事務局次長(飯室隆人君) それではお答えをいたします。今回の行政手続条例の改正については3点ということで、行政指導、何回も出てまいりますけれども中止の求めとか、行政指導の方式の改正等です。処分の手続きについての制限とか、住民の権利を求めるということで、今回この条例が後期高齢者医療のどこに該当するかというのは、届け出に対する事が後期高齢者医療に該当してくると考えております。

医療費関係とは、また別の関係となりますので、よろしくお願いいたします。

○15番 近藤文男君 ありがとうございます。

●議長(谷垣喜一君) 他にございませんか。ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。それでは、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号「山梨県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(谷垣喜一君) 挙手全員でございます。よって「議案第7号」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第12 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙】

●議長(谷垣喜一君) 次に日程第12「山梨県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙」を行います。はじめに、選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) ご異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において、指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●**議長(谷垣喜一君)** ご異議なしと認めます。指名の方法は、議長において、指名することに決定いたしました。選挙管理委員会委員については、お手元の「選挙資料」のとおり、大森好正君、天野正夫君、岸本國雄君、坂本求君、を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、私におきまして指名をいたしました、大森好正君、天野正夫君、岸本國雄君、坂本求君の4名を、選挙管理委員会委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

『「異議なし」の声』

●**議長(谷垣喜一君)** ご異議なしと認めます。よって、指名をいたしました、大森好正君、天野正夫君、岸本國雄君、坂本求君の4名が、選挙管理委員会委員に当選されました。

●**議長(谷垣喜一君)** 続きまして、選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●**議長(谷垣喜一君)** ご異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において、指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●**議長(谷垣喜一君)** ご異議なしと認めます。指名の方法は、議長において、指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員補充員については「選挙資料」のとおり、それぞれ順位を付し、1位窪田豊君、2位深沢福雄君、3位鈴木紀男君、4位高野榮仁君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、私において指名をいたしました、窪田豊君、深沢福雄君、鈴木紀男君、高野榮仁君、の4名を、選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●**議長(谷垣喜一君)** ご異議なしと認めます。よって、指名をいたしました、窪田豊君、深沢福雄君、鈴木紀男君、高野榮仁君、の4名が、選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

【条項、字句等の整理】

●**議長(谷垣喜一君)** お諮りいたします。

本臨時会において議決されました、各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

『「異議なし」の声』

●**議長(谷垣喜一君)** 異議なしと認めます。よって、本臨時会において議決されました、各案件の整理については、これを議長に委任すること決定いたしました。

【閉会】

●**議長(谷垣喜一君)** 以上をもって、本臨時会に付議されました議案の審査は、すべて終了いたしましたので会議を閉じます。

ここで、閉会に当たり一言申し上げます。山梨県後期高齢者医療広域連合の臨時会も、議員各位、並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。

心より感謝申し上げます。

以上をもちまして、「平成 27 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会臨時会」を閉会といたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後 3 時 20 分

地方自治法第 123 条の規定により署名する。

議会議長 谷垣喜一

署名議員 白木昭一

署名議員 久嶋成美 